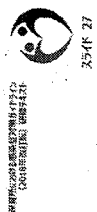


(1) 感染予防
ウ) 感受性対策 (予防接種等)



②小児期に接種可能なワクチン ③定期接種と任意接種

- 「定期接種」の対象はA類疾病とB類疾病に分類されA類疾病は保護者が子どもに予防接種を受けさせるよう努める義務がある

[illegible]

○日本において小児が接種可能な主なワクチンの種類 (2018 (平成30) 年3月現在)
(国立感染症研究所HP「日本で接種可能なワクチンの種類 (2016 (平成28) 年10月1日現在)」 (<http://www.niid.go.jp/niid/ja/vaccine-j/249-vaccine-j/249-vaccine-j/589-atpcs003.html>) を一部改編)

○2018年3月現在、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づき承認を受けており、日本において小児期に接種可能な主なりケチンです。

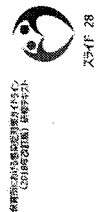
定期接種と任意接種では、保護者（又は本人）が負担する接種費用の額と、万が一、接種後に健康被害が発生した場合の救済制度に違いがあります。任意接種のワクチンは原則自己負担ですが、接種費用の一部又は全部を助成している自治体があります。

○定期接種と任意接種

わが国の予防接種の制度には、大きく分けると、予防接種法に基づき市区町村が実施する「定期接種」と任意接種があり、任意接種は対象者の希望により行う「任意接種」があります。

また、「定期接種」の対象疾病にはA類疾病とB類疾病があり、A類疾病については、市区町村が予防接種を受けるよう積極的に動かし、保護者が自分の子どもに予防接種を受けさせるよう努める義務があります。子どもたちが受ける予防接種はすべてA類疾病の予防接種で、B類疾病は高齢者のインフルエンザワクチンと高齢者の肺炎球菌感染症ワクチンです。

(1) 感染予防
ウ) 感受性対策 (予防接種等)



④ 予防接種を受ける時期

- ・ 予防接種は接種の推奨時期が定められている
- ・ 生ワクチン接種後に別の種類のワクチンを接種：中27日以上空ける
- ・ 不活化ワクチン・トキシノイドは接種後に別の種類のワクチンを接種：中6日以上空ける
- ・ 同じワクチンを複数回接種：標準的な接種間隔を踏まえて接種スケジュールを立てる
- ・ 接種可能なワクチンではできる限り入前日に接種

○予防接種を受ける時期についてお示します。

○市区町村が実施している予防接種は、その種類と内容とともに、接種の推奨時期が定められています。ワクチンの種類としては、生ワクチンと不活化ワクチン・キツイドがあります（スライド27）。

○生ワカシンの接種後に別の生ワカシを接種する場合には、中27日以上（4週間）空ける必要があり、不活化ワカシ・トキソイドの接種後に別の種類のワカシを接種する場合には、中6日以上（1週間）空ける必要があります。

○同じワクチンを複数回接種する場合は、標準的な接種間隔を踏まえて接種スケジュールを立てる必要があることを保護者に伝えてください。

○接種可能なワクチンではできる限り入所前に接種し、入所後も体調が良いときに早めに接種することが大切です。

2. 感染症の予防 (ガイドライン20～21ページ)

(1) 感染予防
ウ) 感受性対策 (予防接種等)

※東京都の保健所では、乳児の予防接種を、保健所で行います。

⑤ 保育所の子どもの予防接種

- ・ 定期接種とともに定期接種に含まれていないおたふくかぜワクチンの予防接種も大切
- ・ ロタウイルスワクチンやインフルエンザワクチンも重症化予防に効果
- ・ 各種の予防接種については行政や医療機関から保護者へ周知されるが、保育所からも保護者に周知

2. 感染症の予防 (ガイドライン20～21ページ)

(1) 感染予防
ウ) 感受性対策 (予防接種等)

※東京都の保健所では、乳児の予防接種を、保健所で行います。

⑥ 保育所から保護者への周知が必要なワクチン接種について

- ・ 生後2か月になったら、定期接種のHibワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、B型肝炎ワクチンの接種を開始
- ・ 百日咳は生後3か月になったらDPT-IPV (四種混合) ワクチンの接種を開始
- ・ BCGの標準的な接種時期は生後5～8か月
- ・ 1歳になったら麻しん風しん混合 (MR) ワクチンを接種 (5歳児クラス (年長組) で2回目)
- ・ 水痘ワクチンは1～2歳で計2回接種 (標準的には6～12か月あけて2回)
- ・ 日本脳炎ワクチンは標準的には3歳で2回、4歳で1回定期接種として接種可能
- ・ おたふくかぜワクチン (1歳以上で任意接種が可能) やロタウイルスワクチン (生後6週から任意接種が可能) は、発症前にワクチンで予防可能

○保育所の子どもの予防接種についてお示します。

○定期接種のインフルエンザ菌b型 (Hib: ヒブ) ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、B型肝炎ワクチン、DPT-IPV (四種混合) ワクチン、BCGワクチン、麻しん風しん混合 (MR) ワクチン、水痘ワクチン、日本脳炎ワクチンの予防接種が重要です。

○定期接種に含まれていない、流行性耳下腺(じかせん)炎 (おたふくかぜ) ワクチンの予防接種についても、発症や重症化を予防し、保育所での感染伝播を予防するという意味で大切にします。

○また、ロタウイルスワクチンやインフルエンザワクチンの予防接種も重症化予防に効果があります。

○各種予防接種については、行政や医療機関から保護者へ周知されていますが、保育所からも保護者に次頁のことを周知しましょう。

○保育所から保護者への周知が必要なワクチン接種について以下のことを周知しましょう。

○生後2か月になったら定期接種のHib (ヒブ) ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、B型肝炎ワクチンの予防接種を受けることが重要であること。任意接種のロタウイルスワクチンが接種可能であること。

○乳児の百日咳は生後3か月にDPT-IPV (四種混合) ワクチンの接種が重要であること。BCGは生後早期の接種が重要であること (標準接種期間は生後5か月から8か月まで)。

○麻しんは1歳になったら麻しん風しん混合 (MR) ワクチンの予防接種が重要であること。5歳児クラス(年長組)になったら、卒園までに2回目の予防接種を受けること。

○水痘ワクチンは、1歳時に計2回の接種を受けること。

○日本脳炎ワクチンは、標準的には3歳で2回、4歳で1回接種するが、生後6か月以降は定期接種として接種可能であること。

○流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) やロタウイルス (生後2か月から接種が可能) は、発症前にワクチンで予防できること。

2. 感染症の予防 (ガイドライン21～23ページ)

(1) 感染予防
ウ) 感受性対策 (予防接種等)

⑥ 保育所職員 (保育実習の学生を含む) の予防接種

- ・ 麻疹、風しん、水痘、流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) は未罹患かつ1歳以上で2回の予防接種を受けていない場合は接種
- ・ 出血を伴う外傷の処置を行うことがあるためB型肝炎ワクチンも大切
- ・ 1968年以前生まれ：破傷風を含むワクチン接種を受けていない
- ・ 呼吸器症状がある職員は咳エチケットを行う
- ・ 特に0歳児保育では症状がある間の勤務を見直す
- ・ 流行期にはインフルエンザワクチンの接種を検討
- ・ 保育実習生も予防接種を受けることに配慮

※ 保育実習を行う学生の予防接種の実施については「指定保育士養成施設の保育実習における麻疹及び風しんの予防接種の実施について」を参照

2. 感染症の予防 (ガイドライン23ページ)

(1) 感染予防
ウ) 感受性対策 (予防接種等)

⑦ 予防接種歴及び罹患歴の記録の重要性

- ・ 職員と子どもの予防接種歴と罹患歴を把握し、記録を保管
- ・ 入所時に予防接種歴と罹患歴を記録
- ・ 毎月新たに受けたワクチンがないか保護者に確認し、更新する
- ・ 予防接種歴は母子健康手帳などの記録を確認してもらう
- ・ 定期接種の標準的な対象期間に接種を受けていない子ども、嘱託医と相談し、保護者に予防接種の重要性を説明

○ 保育所職員 (保育実習の学生を含む) の予防接種についてお示します。

○ 麻疹、風しん、水痘、流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) に成人が罹患する場合も稀ではないことから、保育所職員もワクチン接種を受けることが重要です。子どもの出血を伴う外傷の処置を行う機会があるためB型肝炎ワクチンの接種も大切になります。

○ さらに、破傷風を含むDPTワクチンの接種が始まった1968年以前に生まれた人は接種していないことがあるため、接種を考慮してください。

○ 呼吸器症状がある職員は咳エチケットを行い、特に0歳児保育では呼吸器症状がある間の勤務の見直しをします。

○ また、流行期にはインフルエンザワクチンの接種を検討します。

○ 保育実習生も予防接種を受けることに配慮することが重要です。保育所で保育実習を行う学生の麻疹及び風しんの予防接種の実施については、「指定保育士養成施設の保育実習における麻疹及び風しんの予防接種の実施について」(平成27年4月17日付け雇児保発 0417 第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知) を参照してください。

○ 予防接種歴及び罹患歴の記録の重要性についてお示します。

○ 職員と子どもたちの予防接種歴と罹患歴を把握し、記録を保管することが重要です。

○ 入所時に予防接種歴と罹患歴を記録し、入所後は毎月新たに受けたワクチンがないか保護者に確認し、記録を更新しておく仕組みを作ること、感染症発生時に迅速な対応を行うことができます。

○ 記録は当てにならない場合が多いので、予防接種歴については母子健康手帳などの記録を確認することが重要です。

○ 定期接種の標準的な接種対象期間に予防接種を受けていない子どもについては、嘱託医と相談し、保護者に対し、個別に予防接種の重要性について説明しましょう。

2. 感染症の予防 (ガイドライン27ページ)

(2) 衛生管理
ア) 施設内外の衛生管理

スライド 35

● 保育室

- ・清潔に保つように心がける。ドアノブ、手すり、照明のスイッチ (押しボタン) などは、水拭きした後にアルコールなどで消毒
- ・季節に合わせて適切な室温や湿度を保ち、換気する
- ・加湿器を使用する場合は水を毎日交換
- ・エアコンは定期的に清掃

【保育室環境のめやす】

- ・室温：夏 26～28℃ 冬 20～23℃
- ・湿度：60%

● 保育室

○日々の清掃で清潔に保つように心がけます。ドアノブ、手すり、照明のスイッチ (押しボタン) などは、水拭きした後にアルコールなどで消毒してください。

○季節に合わせて適切な室温や湿度を保ち、換気を行いましょう。加湿器を使用するときには、水を毎日交換します。エアコンも定期的に清掃してください。

<保育室環境のめやす>

室温：夏 26～28℃、冬 20～23℃、湿度：60%

2. 感染症の予防 (ガイドライン27ページ)

(2) 衛生管理
ア) 施設内外の衛生管理

スライド 36

● 手洗い

- ・食事の前、調乳前、配膳前、トイレの後、おむつ交換後、嘔吐物の処理後などには石けんを用いて流水で手洗いをする
- ・手を拭くときは、個人持参のタオルかペーパータオルを用いてタオルの共用は避ける
- ・タオルを掛ける際は密着しないよう間隔を空ける
- ・固形石けんは液体石けんと比べて保管時に不潔になりやすい
- ・液体石けんを詰め替える際は容器をよく洗って乾燥させる

※スライド19「手洗いの順序」を参照

● 手洗い

○食事の前、調乳前、配膳前、トイレの後、おむつ交換後、嘔吐物の処理後などには石けんを用いて流水で手洗いをしてください。

○手を拭くときは、個人持参のタオルかペーパータオルを用い、タオルの共用は避けてください。タオル掛けでは、タオル同士が密着しないよう間隔を空けるようにします。

○固形石けんは、1回ずつ個別に使用できる液体石けんと比べて保管時に不潔になりやすいことに注意してください。

○液体石けんを詰め替える際は、石けんを使い切り、容器をよく洗って乾燥させてから新しい石けん液を詰めてください。



2. 感染症の予防 (ガイドライン27～28ページ)

(2) 衛生管理
ア) 施設内外の衛生管理

◎おちや

- ・直接口に触れる乳児の遊具は用いるたびに湯などで洗い流す
- ・午前・午後とで遊具を交換する
- ・適宜、水（湯）洗いや水（湯）拭きする

◎ 食糧・おやつ * 1 * 2

- ・ テーブルは、清潔な台布で水（湯）拭きする
- ・ スプーン、コップなどの食器は共用しない
- ・ 食後は、テーブル、椅子、床などの食べごぼしを清掃

- *1：保健所における食糧の提供ポイント（「東京都における食糧の提供ポイント」にて）
- *2：大規模調理施設衛生管理マニュアル（「大規模食中継対策等」にて）

◎おもちゃ

- 直接口に触れる乳児の遊具は、遊具を用いるたびに湯などで洗い流して干してください。

○午前・午後とで遊具を交換してください。

○適宜、水(湯)洗いや水(湯)拭きをしてください。

◎食事・おやつ

- ティーズは、清潔な台布巾で水（湯）拭きをして、衛生的な配膳・下膳を心掛けてください。

○スプーン、コップなどの食器は共用しないでください。

- 食後には、テーブル、椅子、床などの食べこぼしを清掃してください。



2. 感染症の予防（ガイドライン28ページ）

(2) 衛生管理
ア) 施設内外の衛生管理

◎ 匪徒與匪黨

- ・調乳室は清潔に保ち、清潔なエプロンなどを着用する
- ・調乳器具は適切に消毒して、衛生的に保管する
- ・ミルクは使用開始日を記入して、衛生的に保管する
- ・乳児用調製粉乳は食中毒対策として70℃以上のお湯で調乳
- ・「児童福祉施設における食事の提供ガイド」を参考に調乳マニュアルを作成し、実行する
- ・冷凍母乳を取り扱う場合は、手洗いや備品の消毒など衛生管理を徹底するとともに、保管容器には名前を明記して他の子どもに誤って飲ませない

◎調乳・冷凍母乳

- 調乳室は清潔に保ち、調乳時には清潔なエプロンなどを着用してください。

○哺乳瓶、乳首などの調乳器具は適切に消毒して、衛生的に保管してください。

○ミルク（乳児用調製粉乳）は使用開始日を記入して、衛生的に保管してください。

○乳児用調製粉乳はサルモネラ属菌などによる食中毒対策として70℃以上のお湯で調乳してください。また、調乳後2時間以内に使用なかったミルクは廃棄してください。

○「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（平成22年3月 厚生労働省）を参考に調乳マニュアルを作成し、実行してください。

●冷凍母乳などを取り扱う場合には、手洗いや備品の消毒など衛生管理を徹底してください。他の子どもに誤って飲ませないように注意することが重要です。

2. 感染症の予防 (ガイドライン27～28ページ)

施設内における感染症の予防 (ガイドライン27～28ページ)

(2) 衛生管理
ア) 施設内外の衛生管理

39

◎ 歯ブラシ

- ・ 歯ブラシは個人専用とし保管時に他の子どもの物と接触させない
- ・ 使用後は個別に水で十分にすすぎ、ブラシを上にして清潔な場所で乾燥させ、個別に保管する

◎ 寝具

- ・ 衛生的な寝具で個別にふとんカバーを使用 (定期的に洗濯)
- ・ 定期的にふとんを乾燥させる
- ・ 尿、嘔吐物などで汚れた場合は消毒 (熱消毒など)

◎ 歯ブラシ
○ 歯ブラシは個人専用とし、他の子どものものを誤って使用させたり、保管時に他の子どものものと接触させたりしないようにしてください。

○ 使用後は、個別に水で十分にすすぎ、ブラシを上にして清潔な場所で乾燥させ、個別に保管してください。

◎ 寝具
○ 衛生的な寝具を使用します。

○ 個別の寝具にはふとんカバーをかけて使用し、ふとんカバーは定期的に洗濯してください。

○ 定期的にふとんを乾燥させます。

○ 尿、糞便、嘔吐物などで汚れた場合には、消毒 (熱消毒など) を行ってください。

2. 感染症の予防 (ガイドライン29ページ)

施設内における感染症の予防 (ガイドライン29ページ)

(2) 衛生管理
ア) 施設内外の衛生管理

40

◎ おむつ交換

- ・ 糞便処理の手順を職員間で徹底する
- ・ 手洗い場があり食事をする場所などと交差しない一定の場所です実施する
- ・ おむつの排便処理の際は使い捨てて手袋を着用
- ・ 下痢便時には使い捨てのおむつ交換シートなどを敷く
- ・ おむつ交換後は、石けんを用いて流水でしっかりと手洗いする
- ・ 交換後のおむつは、ビニール袋に密閉し蓋つき容器などに保管
- ・ 交換後のおむつの保管場所は消毒を行う

◎ おむつ交換

○ 糞便処理の手順を職員間で徹底してください。

○ おむつ交換は、手洗い場があり食事をする場所などと交差しない一定の場所です実施してください。

○ おむつの排便処理の際には、使い捨てて手袋を着用してください。

○ 下痢便時には周囲への汚染を避けるため、使い捨てのおむつ交換シートなどを敷いて、おむつ交換をしてください。

○ おむつ交換後、特に便処理後は、石けんを用いて流水でしっかりと手洗いを行ってください。

○ 交換後のおむつは、ビニール袋に密閉した後に蓋つき容器等に保管してください。

○ 交換後のおむつの保管場所について消毒を行ってください。